

25201

滋賀県

大津市

〈補助金、融資、奨励金〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大津市企業立地促進条例	H18.4	○新增設・改築 事業所税の資産割の課税対象となる工場等を建設する事業者	大規模工場等建設助成金 ○事業所税資産割相当額を助成(対象床面積×600円/㎡) (5年間)
		○新增設・改築 投下固定資産額(土地取得費を除く) 中小企業 5,000万円以上 大企業 2億円以上	工場等建設助成金 ○工場等に賦課された固定資産税及び都市計画税相当額の 1、2年目:100% 3～5年目:50%を助成
		○移設 インキュベーション施設から移転して本市区域内の事業所を賃借する事業者	インキュベーション施設発立地促進助成金 ○賃借床面積×700円/㎡を助成(年 限度額:事業所賃借料の年額の2分の 1と次のインキュベーション区分に応じ て定める額を比較していずれか少ない 額 工場・研究所型:100万円 オフィス型:30万円) (3年間)

25202

滋賀県

彦根市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
彦根市企業立地促進条例	H29.4	別表参照	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所用地取得助成金 ・事業所設置助成金 ・雇用助成金 ※別表参照

○対象となる事業所の新設等

下別表の3つの要件のいずれかに該当するもの。

事業所の種類		投下固定資産総額	新たに常時雇用する 従業員数	新たに取得する 事業所用地の面積
植物工場 製造業	下記以外	500,000 千円以上	300 人以上	50,000 m ² 以上
	中小企業者	50,000 千円以上	5 人以上	3,000 m ² 以上
	小規模企業者	10,000 千円以上	1 人以上	1,000 m ² 以上
情報通信業	下記以外	100,000 千円以上	100 人以上	
	中小企業者	20,000 千円以上	5 人以上	
	小規模企業者	5,000 千円以上	1 人以上	
運輸業・郵便業 学術・開発研究機関	下記以外	100,000 千円以上	100 人以上	10,000 m ² 以上
	中小企業者	20,000 千円以上	5 人以上	3,000 m ² 以上
	小規模企業者	5,000 千円以上	1 人以上	1,000 m ² 以上

○事業所用地取得助成金・事業所設置助成金

助成金の種類	助成金の額
事業所用地取得助成金 事業所設置助成金	<p>投下固定資産(事業所用地取得助成金の場合は用地、事業所設置助成金の場合は設備)に対し、基準年度から3年間における各年度の固定資産税額に相当する額に、当該各年度に対応する下記の割合を乗じて得た額の合計額(両助成金とも限度額はそれぞれ1億円)。</p> <p>(1) 基準年度 100分の100 (2) 基準年度の翌年度 100分の75 (3) 基準年度の翌々年度 100分の50</p>

※基準年度…当該事業所の新設等に係る投下設備固定資産に対して最初に固定資産税が賦課される年度

○雇用助成金

下表の要件を満たす場合、事業開始日の前後 90 日以内において、新たに常時雇用した従業員(市内居住者)に対し、1 人当たり 100 千円を交付(上限 200 人)

事業者の規模	要件
下記以外	新たに常時雇用する従業員数が 20 人以上、かつ、居住者が半数以上。
中小企業者	新たに常時雇用する従業員数が 5 人以上、かつ、居住者が半数以上。
小規模企業者	新たに常時雇用する従業員数が 1 人以上、かつ、居住者が 1 人以上。

25203

滋賀県

長浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 10,000 超 (農林水産関連業 5,000 超)	—	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長浜市企業立地促進条例	H19.12	1.投下固定資産額 製造業 1億円以上 情報通信業 5千万円以上 自然科学研究所 5千万円以上 博物館 5千万円以上 長浜サイエンスパーク立地事業者 5千万円以上	工場等立地助成金 ○対象固定資産税相当額 (製造業、情報通信業) 1年目 100% 2年目 75% 3年目 50% (試験研究施設、サイエンスパーク立地事業者、博物館であって中心市街地活性化基本計画区域内立地事業者)
		2.増加雇用者数 製造業 5人以上 情報通信業 5人以上 自然科学研究所 5人以上 博物館 5人以上 長浜サイエンスパーク立地事業者 5人以上	1年目 100% 2年目 100% 3年目 100% 4年目 100%
		3.環境保全協定の締結	
		公的インキュベーション施設に入居していた者で、市内に工場等を賃借する事業者	インキュベーションセンター 発立地助成金 ○賃借工場等への3年間の家賃補助 ・月額 700 円/m ² ・限度額 30 万円/年

		<p>1.工場等立地助成金もしくはインキュベーションセンター発立地助成金の対象者</p> <p>2.立地後3年間(長浜サイエンスパーク立地事業者は4年間)での市内居住者の増加雇用者数</p> <p>製造業 5人以上</p> <p>情報通信業 5人以上</p> <p>自然科学研究所 5人以上</p> <p>長浜サイエンスパーク立地事業者 5人以上</p>	<p>雇用促進助成金</p> <p>○市内居住者 10万円/人 (限度額 1,000万円)</p>
		<p>6次産業化の推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組等を行う指定事業者</p> <p>○対象区域 小谷城スマートインターチェンジ周辺「地域産業誘導地区」等</p> <p>○事業面積 植物工場、加工施設、物販飲食施設 (1,000㎡以上)</p> <p>試験研究施設(200㎡以上)</p> <p>○常用雇用者 植物工場、加工施設、物販飲食施設 (10人以上)</p> <p>試験研究施設(5人㎡以上)</p> <p>○設備投資額 (大企業) 植物工場、加工施設、物販飲食施設 (3億円以上)</p> <p>試験研究施設(1億円以上)</p> <p>(中小企業) 植物工場、加工施設、物販飲食施設 (1億円以上)</p> <p>試験研究施設(3,000万円以上)</p>	<p>6次産業化施設等立地助成金 対象経費の1/2以内 (限度額:1事業者 2億円)</p>

25206

滋賀県

草津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
草津市企業立地促進条例	H17.3	<ul style="list-style-type: none"> ○新設・増設・移設・改築 ①「高度ものづくり産業」「環境産業」「医療・健康福祉産業」「IT産業」であること ②投下固定資産額(土地取得費を除く)5,000万円以上(大企業の場合5億円以上) ③改築の場合は、指定申請時においてこの助成金を受けていないこと ④市税の滞納および各種償還に滞りがないこと ⑤市の経済活性化または地域振興に資することが期待できるものとして市長が指定するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 工場等設置助成金 ○投下固定資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税相当額の50%を5年間助成(土地に課されるものを除く) ○上限なし
草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金交付要綱	H21.4	<ul style="list-style-type: none"> ○移設 ①公的インキュベーション施設を退去する者 ②市内で事業展開を図ろうとする法人または個人 ③公的インキュベーション施設から退去して1年以内であること ④市税の滞納および各種償還に滞りがないこと ⑤国、都道府県その他市長が適当と認める団体において実施する事業計画の評価、承認または認定を受け、かつ、市の経済活性化または地域振興に資することが期待できるものとして市長が認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金 ○事業所賃借料の1/2を3年間補助 ○上限5万円/月(上限60万円/年)(消費税、共益費および光熱水費等は含まない) ○上限16万7千円/月(上限200万円/年) (草津市企業立地促進条例施行規則別表第1に掲げる分野に関連する製造業に該当し、工場または研究所等を賃借するもの)

25207

滋賀県

守山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
守山市企業立地促進条例	H17.3	業種:製造業、物流事業、情報関連産業、研究施設、市長が適当と認める事業で、以下の1~4のいずれも該当すること	立地促進奨励金
		① 新設、移設、増設または建替え 2 投下固定資産総額 (土地・家屋・償却資産取得額) (新設、移設、増設、建替え)5億円以上 (大規模立地:新設、移設、増設)50 億円以上 3 常用雇用者数(雇用保険法) (新設、増設)20 人以上 (うち新設の新規雇用者5人以上) (うち増設の新規雇用者2人以上) (移設、建替え)20 人以上 (大規模立地)51 人以上 (うち新設の新規雇用者 20 人以上) (うち増設の新規雇用者 5 人以上) 4 環境保全に関する協定の締結、その他市が指定する事項の遵守	①所有の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×10% ②賃借型立地の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×3% 限度額2億円 ※上記金額と規則で定める投下固定資産にかかる8年間の固定資産税相当額を比較して低い方の額 ③大規模立地の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×10% ※ただし、新設・移設・増設の土地取得を伴うもの 限度額7億円
		○市内に住所を有し、かつ、1年間継続して雇用されていること	雇用促進奨励金 ○事業開始までに市内に住所を有する新規雇用者1人につき10万円 (限度100人、限度額1,000万円)

25208

滋賀県

栗東市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
栗東市工場等誘致に関する条例	H12.6	新設、移転、増設(事業規模拡大) ①投下(増加)固定資本の額 5億円以上 ②常時雇用する従業員数 概ね 50 人以上 ③新規雇用者の 30%以上が市内在住 ④敷地面積 5,000 m ² 以上かつ建築面積 2,000 m ² 以上 ⑤ISO14000 シリーズの取得または取得見込み	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の 1/2 相当額を限度とし、6年間交付
		増設(設備の設置、更新) ①投下固定資本の額 5億円以上 ②新規雇用者の 30%以上が市内在住 ③ISO14000 シリーズの取得または取得見込み	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の 1/2 相当額を限度とし、3年間交付
栗東市工場誘致に関する条例		指定集積区域内の新設、移転、増設(事業規模拡大) ①投下(増加)固定資本の額 15 億円以上 ②常時雇用する従業員数 概ね 100 人以上 ③新規雇用者の 30%以上が市内在住 ④敷地面積 20,000 m ² 以上かつ建築延面積 8,000 m ² 以上 ⑤ISO14000 シリーズの取得または取得見込み	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の 1/2 相当額を限度とし、10 年間交付
		指定集積区域内の増設(設備の設置、更新) ①投下固定資本の額 15 億円以上 ②新規雇用者の 30%以上が市内在住 ③ISO14000 シリーズの取得または取得見込み	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の 1/2 相当額を限度とし、5年間交付

25209

滋賀県

甲賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
○新増設 中小企業者 10,000 以上 中小企業者以外 100,000 以上	○増加 中小企業者 5以上 中小企業者以外 15 以上	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 0.7% 3年度 0.7%	固定資産税	3年間
対象施設:家屋、償却資産(土地は対象外) 対象業種:製造業、情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、運輸業のうち道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業				

25210

滋賀県

野洲市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

規則、規程（制定年月）	対象者の要件【令和2年度】	措置の内容	開始時期等
野洲市補助金等交付規則 (平成 16 年 10 月 1 日) 野洲市中小企業融資制度 に関する利子補給規程(平成 16 年 10 月 1 日)	1.滋賀県中小企業振興資金融資制 度 「経営支援資金(小規模企業者枠)」 (旧小規模企業者経営安定資金を含 む) 「セーフティネット資金(新規枠・借換 枠)」(但し、セーフティネット資金は平 成 20 年 10 月 31 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に中小企業信用保 険法第 2 条第 5 項の市町長の認定を 受けた事業者が対象) 2.「野洲市小規模企業者小口簡易資 金」	【補給率】年 0.4% (但し、セーフティネット資金 のみ、利子補給金の限度額 が 5 万円で、申請可能回数 は 1 事業者あたり 1 口のみ) 【補給機関】 前年の 4 月 1 日からその翌 年の 3 月 31 日まで 【補給方法】 申請者が必要事項を商工観 光課に持参(郵送不可)。申 請期間終了後、取扱金融機 関に融資状況等を照会し、そ の回答内容を確認した後、交 付決定をして口座に振込	令和 2 年 6 月 1 日から 令和 2 年 7 月 31 日まで

※野洲市における利子補給施策は例年行われていますが、既に令和 2 年度の受付は終了しております。

25211

滋賀県

湖南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湖南市産業振興及び女性活躍推進等に係る奨励措置に関する条例	R1.6	工場、研究施設、事務所その他これらに類する施設の新設、増設、立替 (1)投下固定資産額 5億以上	企業立地促進奨励金 (1)投下固定資産税額により算出された固定資産税額の2分の1 3年間
		(2)(1)に加え、トイレ等の設備を女性用、男性用同数量、同水準を同時期に設置	(2) 投下固定資産税額により算出された固定資産税額の4分の1 (1)に加え、1年間
		(3)(1)に加え、事業所内保育事業又は企業主導型保育事業の用に供する施設を同時期に設置	(3) 投下固定資産税額により算出された固定資産税額の4分の1 (1)に加え、1年間

25212

滋賀県

高島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
高島市 (旧朽木村の 区域に限る)	新增設 2,700 超 (土地については1年以内 の建設着手)	—	課税免除	固定資産税	3年間
高島市(全域)	※地域経済牽引事業促進 法第13条第4項または第7 項の規定による同条第1項 に規定する地域経済牽引事 業計画の承認を受けた者	—	課税免除	固定資産税(土 地、家屋、構築 物)	3年間
高島市(全域)	※生産性向上特別措置法 第40条第4項に規定する先 端設備等導入計画の認定 を受けた者 取得価格 機械装置:160万円以上 工具:30万円以上 器具備品:30万円以上 建物附属設備:60万円以上 (売電目的の太陽光発電施 設は対象外)	—	課税標準額をゼロ	固定資産税(償 却資産)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高島市企業誘致 条例	H31.3.26 改正	○新增設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 新設の場合、新規雇用 3人以上 増設の場合、新規雇用 3人以上	企業立地助成金 ○投下固定資産に対する固定資 産税の1/2以内 ○法人市民税の均等割額の1/2

		(いずれも市内居住者)	<p>以内 (いずれも3年間)</p> <p>雇用促進助成金 ○新規雇用の市内従業員1人あたり10万円(市外からの転出者および障害者は20万円) (限度額1,000万円)</p> <p>地域農林水産品活用助成金 ○設備投資に地域林産品を活用する場合、10%以内(限度額500万円) ○地域農林水産品を原材料として活用する場合、仕入価格の20%以内(単年度の限度額100万円) (3年間)</p> <p>工場等誘致促進助成金 ○工場等の新設または増設に伴う道路や上下水道、水路等の公共的施設の整備にかかる費用の1/2以内 ○工場等の新設または増設に係る費用に応じて限度額が異なります。 200億円以上⇒1億円 100億円以上⇒5千万円 50億円以上⇒3千万円 5億円以上⇒1千万円</p>
高島市企業活動支援奨励金交付要綱	H31.4.1 制定	○平成29年1月2日から令和2年1月1日までに取得された投資に係る分が対象(売電目的の太陽光発電施設は対象外)	<p>設備投資奨励金 ○新規設備投資に対する固定資産税の1/2相当額を3年間支援</p>
		<p>○1月1日を基準に1年間で市内従業員を増員した企業</p> <p>10人以下の企業 市内従業員数が1人以上増加</p> <p>11～20人の企業 市内従業員数が2人以上増加</p> <p>21人以上の企業</p>	<p>雇用増進奨励金 ○市内従業員数を増員された企業に対して増加した従業員1人あたり10万円を交付(市外からの転出者および障害者は20万円)</p>

		市内従業員数が5人以上増加	
--	--	---------------	--

25213

滋賀県

東近江市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東近江市工場等立地及び雇用促進条例	H19.4	<p>立地促進奨励金</p> <p>対象事業者と投下固定資産総額</p> <p>○製造業</p> <p>中小企業者以外の事業者</p> <p>新設 10 億円以上</p> <p>増設 5億円以上</p> <p>中小企業者</p> <p>新設 5,000 万円以上</p> <p>増設 3,000 万円以上</p> <p>○運輸業、情報通信業、研究機関又は宿泊業</p> <p>中小企業者以外の事業者</p> <p>新設 5億円以上</p> <p>増設 3億円以上</p> <p>中小企業者</p> <p>新設 5,000 万円以上</p> <p>増設 3,000 万円以上</p> <p>雇用促進奨励金</p> <p>中小企業者以外の事業者</p> <p>新設 20 人以上</p> <p>新設外 10 人以上</p> <p>中小企業者</p> <p>新設 10 人以上</p> <p>新設外 5 人以上</p>	<p>立地促進奨励金</p> <p>○固定資産税相当額を3年間 (上限1億円/年)</p> <p>雇用促進奨励金</p> <p>○新規雇用者(東近江市に住民登録がある者)1人につき10万円を3年間 (上限2,000万円/年)</p>
東近江市商業施設立地促進条例	R2.4	<p>商業施設立地促進奨励金</p> <p>交付要件</p> <p>○小売業</p> <p>投下固定資産総額 1億円以上</p> <p>建築面積 3,000 m²以上※</p> <p>(※新設の場合)</p>	<p>商業施設立地促進奨励金</p> <p>○固定資産税相当額を6年間 (上限5,000万円/年)</p>

〈工場立地法の規制緩和〉

条例名	制定年月	規制緩和内容	条例内容
東近江市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例 ※規制緩和	R2.1	○準工業地域 緑地面積率 10%以上 環境面積率 15%以上 ○工業地域 緑地面積率 5%以上 環境面積率 10%以上 ○用途地域の定めのない区域 緑地面積率 5%以上 環境面積率 10%以上	工場立地法に基づく緑地面積率等を市条例に基づき緩和したもの。 (参考:国規定) 緑地面積率 20%以上 環境面積率 25%以上

25214

滋賀県

米原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○新增設 1 対象資産:土地、建物、構築物 2 条件 (1)取得額の合計が 1 億円以上(農林漁業及びその関連業種は5千万円以上) (2)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)に基づく地域牽引事業計画を作成し、滋賀県知事の承認を受けている事業者 (3)地域未来投資促進法に基づく滋賀県全域基本計画に定める事業分野において、地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令第2条に規定する対象施設を設置した事業者		課税免除	固定資産税	3年間
○償却資産の新增設 1 対象資産:償却資産 2 条件:中小企業者等(資本金1億円以下、従業員 1,000 人以下)が、令和4年度末までに、本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、対象設備を新規取得すること。 3 対象設備(最低価額/販売開始時期) (1)機械装置(160 万円以上/10 年以内) (2)測定工具および検査工具(30 万円以上/5年以内) (3)器具備品(30 万円以上/6年以内) (4)建築付属設備(60 万円以上/14 年以内) (5)構築物(120 万円以上/14 年以内) (6)事業用家屋(取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
-----	------	--------	-----

米原市工場等誘致条例	H19.12	<p>○新增設</p> <p>固定資産取得額</p> <p> 新設 5億円以上</p> <p> 増設 1億円以上</p> <p>雇用者 新設 10人以上</p> <p> 増設 5人以上</p> <p>敷地面積 5,000 m²以上</p> <p>建物延床面積 2,000 m²以上</p> <p>公害防止協定の締結・遵守</p>	<p>工場等設置促進奨励金</p> <p>○固定資産税相当額</p> <p> 初年度 100%</p> <p> 2年度 75%</p> <p> 3年度 50%</p> <p>※雇用および地域貢献状況に応じて、3年度目の奨励金を上乘せ</p> <hr/> <p>雇用促進奨励金</p> <p>○新規雇用の市内従業員1人あたり20万円(障がい者雇用の場合40万円)を交付</p> <p>(200人を限度)</p>
------------	--------	---	---

25383

滋賀県

日野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日野町企業立地促進条例	S61.9	○町長の同意を得て 20ha 以上の工業団地を造成するもの	工業団地造成促進奨励金 ○団地造成後、町に帰属される公共施設の整備費の 1/2 以内
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する従業員数 20 人以上(増設の場合 10 人以上)	緑化文化事業促進奨励金 ○緑化促進、文化的環境の造成に対する事業費の 1/2 以内
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する従業員数 20 人以上(増設の場合 10 人以上) 町内居住割合 30%超 建築面積の敷地面積に対する割合がおおむね 10%以上 建築工事費 1億円以上	工場設置促進奨励金 ○土地にかかる固定資産税額の範囲内で交付(3年間)
		○新設および増設 操業開始日に常時使用する従業員数 20 人以上(増設の場合 10 人以上) かつ上記従業員のうち、1年以上町内に居住する従業員の割合が 30%を超えるもの	雇用促進奨励金 ○3年間 (1人当たり年額) 町内在住者 10 万円 町内障害者 20 万円

25384

滋賀県

竜王町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
竜王町産業振興に係る特別措置に関する条例	H23.3	新設および増設 次のいずれかに該当すること ①工場その他の施設 投資額 5,000 万円以上 雇用増人員5人以上 ②商業施設 投資額 1,000 万円以上 雇用増人員3人以上 ③農業施設 投資額 500 万円以上 雇用増人員1人以上	産業振興奨励金 ○固定資産税相当額 初年度:100% 2年度:75% 3年度:50% (合計1億円を上限)

25425

滋賀県

愛荘町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容									
愛荘町工場等設置促進条例	H19.6	<p>〈新增設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p>	<p>工場等設置奨励金</p> <p>○固定資産税額の (新設) (増設)</p> <table border="0"> <tr> <td>初年度</td> <td>100%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>75%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>50%</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>※限度額 各年度 1,000 万円</p>	初年度	100%	50%	2年度	75%	37.5%	3年度	50%	25%
		初年度	100%	50%								
		2年度	75%	37.5%								
		3年度	50%	25%								
<p>〈新設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p> <p>○取得面積:5,000 m²以上</p> <p>※用地取得後3年以内に事業を開始</p>	<p>用地取得助成金</p> <p>○用地取得費の3%</p> <p>○事業開始年度から3年分割で助成</p> <p>※限度額 各年度 1,000 万円 (計 3,000 万円)</p>											
<p>〈新增設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p> <p>※町内に住民登録しているものを6ヶ月以上正規雇用</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1人当たり 20 万円</p> <p>○事業開始年度から3年間の純増加雇用者数</p> <p>※限度額 1,000 万円(50 人)</p>											
<p>〈新增設〉</p> <p>○対象業種:製造業・運輸業</p> <p>○固定資産取得額:1億円以上</p> <p>○雇用者:5人以上</p> <p>託児所の新設・増設を対象</p>	<p>社内託児所助成金</p> <p>○託児所整備費用の1/2</p> <p>※限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>工場新設企業</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>工場増設企業</td> <td>300 万円</td> </tr> </table>	工場新設企業	500 万円	工場増設企業	300 万円							
工場新設企業	500 万円											
工場増設企業	300 万円											

25442

滋賀県

甲良町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 100,000 以上	増加 50 以上	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲良町工場設置 奨励に関する条例	H3.12	○新增設、移設 投下固定資産総額 3億円以上 工場敷地面積 10,000 m ² 以上 常時雇用する従業員数 30 人以上	工場設置奨励金 ○固定資産税額× 初年度 100% 2年度 75% 3年度 50%

25443

滋賀県

多賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 100,000 超	増加 50 超	不均一課税 (固定資産税課税対象額の) 初年度 0.7% 2年度 1.05% 3年度 1.225%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多賀町工場誘致 条例	S45.7	○中部圏開発整備法の都市計画区域以外 ○新設または増設 投下資金 5,000 万円以上 または従業員 50 人以上 ○公害が発生しないと認められた場合	工場設置奨励金 ○固定資産税課税対象額 初年度 0.7% 2年度 0.35% 3年度 0.175%